

瀬戸内市こどもパーク整備基本設計・実施設計業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 業務名

瀬戸内市こどもパーク整備基本設計・実施設計業務

(2) 業務の目的

「みんなでつくる瀬戸内市のこどもひろば基本計画」、「こどもパーク（ゆめトピア長船周辺）整備基本構想」及び「こどもパーク整備基本計画」に基づき、ゆめトピア長船周辺に全天候型の遊び場「こどもパーク」を整備することを目的とする。

(3) 業務内容

瀬戸内市建築設計業務委託共通仕様書及び瀬戸内市こどもパーク整備基本設計・実施設計業務特記仕様書による。

(4) 業務期間

契約日から令和7年1月31日まで

ただし、基本設計業務は令和6年10月31日までとする。

2. 予算（予定価格）

(1) 委託料上限額

20,152,000円（税込み）を限度とする。

なお、参考見積書の金額が、予算を超過した場合は失格とする。

(2) 支払条件

瀬戸内市会計規則による

◎前払い有り（契約額の30%以内）、部分払い有り（2回以内）

3. 実施形式

公募型プロポーザル

4. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 令和6年度瀬戸内市建設工事等入札参加資格者名簿の測量・建設コンサルタント関係の業種「建築コンサルタント」業務分野中「建築一般」又は「意匠」に登録されている者であること。

- (2) 岡山県内に主たる営業所（本社・本店）又は入札契約等の委任を受けた営業所（支店）を有していること。
- (3) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条に基づく一級建築士事務所登録簿に登録された者であること。
- (4) 公示の日から受注候補者（以下「候補者」という。）特定の日まで、瀬戸内市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用申請を行い裁判所の再生（更生）計画認可決定前の者でないこと。破産手続開始の申立てを行い、又は銀行取引停止を受けている場合等経営状態が著しく悪化していると認められる者でないこと。
- (7) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団又はその構成員のいずれにも該当せず、かつ、これらの利益になる活動をそれと知りながら行う者でないこと。

5. 候補者特定方法

参加資格があると認められる者から企画提案書等を受け付け、その企画提案を瀬戸内市こどもパーク整備基本設計・実施設計業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査し、候補者を特定する。

審査にあたっては、当該業者のヒアリング及びプレゼンテーション等を実施するものとし、審査方法及び審査基準等は下記 9 及び 10 のとおりとする。

6. 質疑・回答

(1) 提出方法

質問書・回答書（様式 5）により、Eメールにて提出すること。ただし、必ず電話にて受信を確認すること。

(2) 提出期限

令和 6 年 7 月 1 日（月）15 時 00 分まで（必着）

※提出期限を過ぎた質問、上記以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

(3) 提出先

瀬戸内市 こども・健康部こども家庭課

メールアドレス kodomo@city.setouchi.lg.jp

(4) 回答期限

令和6年7月4日(木)

(5) 回答方法

瀬戸内市ホームページに掲載し回答するものとする。

7. 参加申込み

(1) 申込方法

参加申込書(様式1)に、次に掲げる書類と返信用封筒(84円切手貼付)を添えて、持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

- ① 瀬戸内市暴力団排除条例に関する誓約書(様式2) 1部
- ② 業務実績調書(様式3) 1部

(2) 申込期限

令和6年7月9日(火)15時00分まで(必着)

(3) 申込先

瀬戸内市 こども・健康部こども家庭課
〒701-4292 瀬戸内市邑久町尾張300番地1

(4) 参加資格の審査・審査結果の通知

参加申込者に対して、令和6年7月12日(金)までに参加資格審査結果通知書(様式4)により通知するものとする。

(5) その他

- ① 参加者は、設計の資格の保有及び所定の資格を有する技術者の配置が可能であること。
- ② 同一参加者の本社・支店等での重複申込みは認めない。

8. 企画提案書等

(1) 基本事項

基本設計・実施設計業務における取組方法について提案を求め、受託者を特定するための資料である。また、提案された内容のすべてが業務の条件になるものではなく、さらに、業務の具体的な内容や成果品の一部(設計図、透視図、模型写真等)の作成や提出を求めるものではない。そのため業務は企画提案書に記載された内容を反映しつつ、瀬戸内市と協議の上、開始することとする。

(2) 企画提案書様式・制限枚数

A 3判用紙（カラー）、片面 10 枚以内（様式 12・目次等は含まない）とし、下部中央にページ番号を記入すること。

(3) 提出部数

- ① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届（様式 6） 原本 1 部
- ② 業務実施体制各種調書及び企画提案書等 原本 1 部、副本 15 部
 - ア 会社概要（様式 7）
 - イ 技術者の概要（様式 8）
 - ウ 担当技術者調書（様式 9）
 - エ 主任技術者の経歴及び実績等調書（様式 10）
 - オ 再委託調書（様式 11）※再委託する場合のみ
 - カ 工程表（任意様式）
 - キ 企画提案書（様式 12）
 - ク 参考見積書（様式 13）

(4) 提出方法

持参又は郵送によること。ただし、郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

(5) 提出期限

令和 6 年 7 月 25 日（木）15 時 00 分まで（必着）

(6) 提出先

瀬戸内市役所 こども・健康部こども家庭課
〒701-4292 瀬戸内市邑久町尾張 300 番地 1

(7) 業務の要件

- ① 既存の土地・施設を有効に活用し、複数の案を示し比較を行うこと。
- ② 施設整備にあたってはデジタル田園都市国家構想交付金(地方創生拠点整備タイプ)の活用を予定していることから、施設機能に「先導性」「自立性」「官民協働」「地域間連携」「政策間連携」「デジタル社会の形成への寄与」の要素をもたせること。

(8) 特性や課題

施設整備にあたっては、デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生拠点整備タイプ)の活用を予定していることから、令和 7 年度の単年度事業を予定している。このため工事工程については、期間内の完工に向けた対応策の検討が必要である。

(9) 企画提案を求めるポイント等

「みんなでつくる瀬戸内市のこどもひろば基本計画」、「こどもパーク（ゆめトピア長船周辺）」

整備基本構想」及び「こどもパーク整備基本計画」の内容を踏まえ、次のテーマA～Dに関する提案を求める。

【テーマ】

- A 先導性、自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携、デジタル社会の形成への寄与の要素を取り入れた施設整備についての考え方
- ・施設を利活用した収入確保や事業により見込まれる経済効果、公益性の向上（自立性）
 - ・複数の事業主体との連携や複数の政策分野にまたがる事業が可能な環境整備（官民協働、地域間連携、政策間連携）
 - ・施設運営の省力化、省コスト化や利用者の利便性向上を実現するデジタル技術の活用策（デジタル社会の形成への寄与）
- B にぎわいや交流が創出できる空間形成及びインクルーシブデザインについての考え方
- ・こどもパーク利用者だけでなく、地域住民が気軽に利用可能な施設として、にぎわいや交流が図れる開放的な空間の形成
 - ・誰もが利用しやすいインクルーシブデザインやバリアフリーの導入
 - ・乳幼児から小学生まで幅広い年齢の子どもたちが、自分たちで工夫しながら遊べる空間の形成
- C 事業費の削減と環境負荷の低減についての考え方
- ・施設運営に必要な機能を確保しつつ、ライフサイクルコスト低減のための方策
 - ・建設コストの抑制を考慮した上で、再生可能エネルギーの活用や省資源対策など、環境負荷低減の手法
- D その他独自の提案
- ・施設整備に当たり、テーマA～C以外の項目について、施設の目的に沿った、ふさわしい提案があれば記載すること。

(10) その他

- ① 原則として、企画提案書は1者1提案とする。
- ② 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めない。

9. 審査方法等

(1) 審査方法

提出された業務実施体制各種調書及び企画提案書の書類審査を行うとともに、企画提案についてのプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。下記10(1)で示す審査項目及び配点に基づいて審査を行い、下記10(2)で示す候補者の特定手順に基づき最も優れた提案を特定するものとする。

ただし、提案者が多数となった場合は書類審査によりヒアリング及びプレゼンテーションを依頼する業者を絞り込むものとする。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング

プレゼンテーション及びヒアリングは、対面方式を基本とする。

ア 時間配分

提案者の説明時間を20分以内、質疑応答を10分程度とし、順次個別に行う。

イ 説明用機材

説明に際して、プロジェクター及びスクリーン等については用意するが、パソコン等の機材については各提案者が用意するものとする。

ウ 参加人数・発言者

会場への入室は3名までとし、発言者は参加者であれば制限しない。

エ その他

上記9(3)に定められた企画提案書等以外の資料は使用できない。

(3) 審査実施日

令和6年8月1日(木) 予定

(4) 審査結果の通知

提案者に対して、プロポーザル審査結果通知書(様式14)により通知するものとする。

(5) 審査結果の公表

① 公表内容

候補者名、提案価格及び合計評価点その他必要な事項とし、候補者とならなかった者の名称は公表しない。

② 公表方法

瀬戸内市ホームページに掲載し公表するものとする。

10. 審査基準等

(1) 審査項目及び配点

本プロポーザルは以下の審査項目及び配点に基づき審査を行う。

ア 実施体制・担当者の配置・業務実績	20/100点
イ 企画提案の内容	50/100点
ウ 参考見積価格	10/100点
エ プレゼンテーション及びヒアリングの内容	20/100点

(2) 候補者特定手順

候補者は、審査の評点の合計点が60点を超え、かつ最も高い者とする。この場合において、合計点が最も高いものが2者以上あるときは、審査委員会が採決し決定する。

※提案者が1者の場合は、審査を行い、審査委員会が候補者特定の可否を採決し決定する。

11. 日程

公示	令和6年6月24日(月)
質問受付締切	令和6年7月1日(月)15時まで
質問回答期限	令和6年7月4日(木)
参加申込書受付締切	令和6年7月9日(火)15時まで
結果通知の送付(参加資格審査)	令和6年7月12日(金)
企画提案書等受付締切	令和6年7月25日(木)15時まで
審査(ヒアリング等)	令和6年8月1日(木) 予定
結果通知の送付(企画提案審査)	令和6年8月5日(月) 予定
契約締結	令和6年8月中旬 予定
業務開始	令和6年8月中旬 予定

12. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された企画提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 企画提案書等の様式・制限枚数、提出部数、提出方法、提出期限、提出先等に適合しないもの。
- (2) 企画提案書等の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの。
- (3) 企画提案書等提出期限後に参考見積書の金額に訂正を行ったもの。
- (4) ヒアリング及びプレゼンテーションに出席しなかったもの。
- (5) 虚偽の申込を行い、参加資格を得たもの。
- (6) 参考見積書の金額が、予算(予定価格)を超過したもの。

13. 契約

(1) 契約方法

瀬戸内市契約規則(平成16年瀬戸内市規則第50号)により契約する。

(2) 契約手続き

候補者決定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、その際には、決定された者はあらかじめ見積書を提出すること。

(3) 契約保証金

瀬戸内市契約規則第 33 条の規定に基づき、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金の納付を要する。ただし、同規則第 35 条のいずれかの規定に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除とする。

(4) その他

選定された候補者に事故等があり、契約が不調となった場合は、次点者を契約交渉の相手方とすることができるものとする。

14. その他

(1) 提案者は、提案した業務内容について誠意をもって業務を遂行すること。

(2) 提出書類は返却しない。ただし、市は、提出書類を提出者に無断で他の業務に使用しない。

(3) 瀬戸内市情報公開条例に基づく開示請求があった場合、本プロポーザルに関する全ての文書（瀬戸内市作成文書及び参加者提出文書）は、原則として開示の対象文書となる。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があるため、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。

なお、本プロポーザルの候補者特定前において、特定に影響がでるおそれがある情報については特定後の開示とする。

(4) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。

(5) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効にするとともに、指名停止措置を行うことがある。

(6) 本プロポーザルに要する一切の費用は、提出者の負担とする。

(7) 業務実施体制各種調書に記載した配置予定の主任技術者及び担当技術者は、原則として変更できないものとする。

なお、やむを得ない理由により変更する場合には、瀬戸内市と協議のうえ決定するものとする。

(8) 参加者は、候補者特定の日までの間に、「4. 参加資格」に定める要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

(9) 他の文献を引用した場合は、出典を明示するものとする。

(10) 提供可能な資料は次のとおりとする。

資料 1：提出書類の様式

資料 2 : 敷地区域図

資料 3 : 上水道ルート図

資料 4 : 下水道ルート図

資料 5 : 近隣調査ボーリング位置図 (H30 年度)

資料 6 : 近隣ボーリング柱状図 (H30 年度)

資料 7 : 埋蔵文化財エリア図

15. 担当部署 (提出・問合せ先)

瀬戸内市 こども・健康部こども家庭課

〒701-4292 瀬戸内市邑久町尾張 300 番地 1

TEL 0869-24-8015

FAX 0869-24-8081

E-mail kodomo@city.setouchi.lg.jp

瀬戸内市ホームページ <http://www.city.setouchi.lg.jp>